

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症以外の感染症による出席停止及び再登園について

平素から、本園の保育につきまして、御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。

感染症にり患した場合には、学校保健安全法第19条の基準に準じて出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登園する際には、医師に「感染症等治癒通知書」を記入していただき、保護者から保育園等へ提出をお願いいたします。

【出席停止について】

- 保育園における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- 感染症による出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）をご確認ください。

----- 切り取り線 -----

【医師記入欄】

感染症等治癒通知書

梅林よつば保育園

クラス

氏名

病名

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関

医師名
